

「インターネット支店」取引規定の改正内容

※ゴシック・下線が改正箇所

変更前	変更後
<p>～略～</p> <p>第13条 解約</p> <p>(1) お客さまが当店に開設した口座その他の当店との取引を解約する場合は、当店に申し出のうえ当行所定の手続きを行ってください。なお、当店を引き続き利用する場合は当店普通預金口座を解約することはできません。</p> <p>(2) 当店との取引をすべて解約する場合においてお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の振込手数料を差し引いたうえで振り込むものとします。また、お客さまに対する貸越元利金、未収手数料等がある場合はそれらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。</p> <p>(3) 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合、当行は当店の口座開設の申し込みがなかったものとして当該預金口座等を解約できるものとします。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>第13条 解約</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(3) 前項において、<u>解約元利金の合計額が当行所定の振込手数料を下回る場合、支払いは行わないものとします。</u></p> <p>(4) 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合、当行は当店の口座開設の申し込みがなかったものとして当該預金口座等を解約できるものとします。</p> <p>～略～</p>